

【取組の概要】

災害時に避難する場合には、必要な情報を迅速にかつ的確に把握し、災害から自らを守るために避難場所へ避難することが必要ですが、その一連の行動について支援を必要とする人たち（高齢者・障害者・妊婦・乳幼児・外国人等）を「災害時要援護者」と呼びます。地方公共団体には、災害時要援護者の支援にあたって、共助・公助の考え方により、支援する側の安全も考慮した方策が必要となっています。

支援方策に対する取組の主な手順は、以下のとおりです。

- ①災害時要援護者の特定
- ②災害時要援護者情報の収集・共有
- ③避難支援プランの策定

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・高齢者・障害者等については、避難支援が不要な人も多くいますので、災害時要援護者の対象範囲の考え方を明確にし、被災リスクの高い人を重点的・優先的に進める必要があります。

(例)

- ①介護保険の要介護：要介護3（中程度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する人を対象としている場合が多い。
- ②障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の人を対象としている場合が多い。
- ③その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象としている場合が多い。

- ・市町村の防災部局と福祉部局のみならず、直接避難支援に携わる自主防災組織、民生委員等が災害時要援護者に関する情報を共有する必要があります。
- ・災害時要援護者の情報収集・共有には、全国において以下の3つの方式による取組が進められており、関係機関共有方式や同意方式を積極的に活用しつつ、災害時要援護者の情報収集・共有を図っていくことが重要です。
 - ① **関係機関共有方式**：地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用し、災害時要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する災害時要援護者情報等を関係機関等の中で共有す

る方式です。

【個人情報保護条例において目的外利用・第三者提供が可能とされている規定例】

- ・「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益となると認められるとき」
- ・「実施機関が所掌事務の遂行に必要な範囲内で記録情報を内部で利用し、かつ、当該記録情報を利用することについて相当な理由があるとき」 等

- ② **手上げ方式**：災害時要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら災害時要援護者名簿等への登録を希望した人の情報を収集する方式です。
- ③ **同意方式**：防災関係部局、福祉関係部局及び自主防災組織等が災害時要援護者本人に働きかけ、必要な情報を収集する方式です。
- ・一人ひとりの災害時要援護者に対して、災害時に誰が支援して、どこの避難場所等に避難させるかなどを定める「避難支援プラン」を策定する必要があります。支援の主体は、災害時要援護者のことをよく知る自主防災組織等であることが求められます。
- ・総務省消防庁では、「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」での検討結果を踏まえ、各市町村、地域の活動主体、事業者等にヒアリング調査を行い、全国の88の取組について、災害時要援護者の避難対策事例集として取りまとめています。

◆参考資料

- ・災害時要援護者対策（内閣府 HP）
 - 災害時要援護者の避難支援に関する検討会（平成24年度）
 - 災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）
 - 災害時要援護者対策の進め方について（報告書）（平成19年3月）
 - 災害時要援護者の避難支援に関する調査結果報告書（平成21年3月）
 - http://www.bousai.go.jp/hinan_kentou/060328/index.html
- ・防災：災害時要援護者対策（総務省消防庁 HP）
 - 災害時要援護者の避難対策事例集
 - http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList5_6.html
- ・自主防災組織、ボランティア等と連携した災害弱者対策のあり方に関する調査報告書（総務省消防庁）
 - http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index2.cgi?ac1=B208&ac2=B20804&ac3=2181&Page=hpd2_view

【事例】

○新潟県三条市の取組

・「逆手上げ方式」の採用

- ・三条市では、災害時要援護者名簿の作成時に、対象者の記載の可否を確認する「同意方式」をとっていましたが、不同意や未回答が多い場合があり、名簿記載に同意しない方のみ申し出る「逆手上げ方式」を採用しています。

出典:内閣府 HP「災害時要援護者対策」

<http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/youengosya/index.html>

○新潟県見附市の取組

・「同意なし」の災害時要援護者情報の管理

- ・見附市では、災害時要援護者名簿記載に不同意の方の取扱いのルールを定めています。名簿記載に不同意であるからといって、避難支援が不要となるわけではないからです。

「同意なし」の要援護者情報の管理

災害時要援護者等避難支援計画では、要援護者等の個人情報であらかじめ関係機関に提供することに同意した者と、同意が得られなかった者の名簿をそれぞれ作成し、その取扱いを規定している。

豪雨災害などでは災害発生前の避難が必要となるが、このような状況下では、職員のみで要援護者を支援することはできず、地域の関係者に対象者を迅速に伝えることも困難である。このため、未同意者名簿については、名簿を入れた封筒を密封した状態で、あらかじめ警察、消防のほか民生委員などが保管し、避難情報が発令されたときに開封することとしている。この封筒入りの名簿は、一年に一度、もしくは避難支援での開封後に回収し、差し替えを行っている。

災害時要援護者名簿の取扱いルール

名簿の種類	取扱い	
同意者名簿	平時 避難情報発令時	・市関係部署等に備えるほか、警察、自主防災組織、町内会、民生委員等に事前に提供する。原則として同意者名簿は1年ごとに更新したものを提供する。
未同意者名簿	平時	・市関係部署等に備えるほか、警察、民生委員には未同意者名簿を入れた封筒を密封した状態で提供する（平時には開封できない）。原則として、未同意者名簿は1年ごとに更新したものを提供し、更新前の名簿を回収する。
	避難情報発令時	・避難情報発令後、自主防災組織、町内会に提供する。 ・警察、民生委員は、避難情報発令後、未同意者名簿の封筒を開封する。 ・提供した未同意者名簿は、災害対応終了後速やかに回収する

見附市「災害時要援護者等避難支援計画」より

出典:内閣府 HP「災害時要援護者対策」

<http://www.bousai.go.jp/3oukyutaisaku/youengosya/index.html>